資料１

障害児通所支援事業の指定基準について

（令和８年４月時点の基準）

指定基準

１　児童発達支援（児童発達支援センター以外）

２　放課後等デイサービス

【障害児通所支援の関係法令】

・児童福祉法

・児童福祉法施行令

・児童福祉法施行規則

・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）

・川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

１　児童発達支援（児童発達支援センター以外）

基本方針（基準条例第５条）

児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。

（１）人員に関する基準

児童指導員又は保育士	■指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、 ・障害児の数が１０までのもの…２人 ・障害児の数が１０を超えるもの…障害児の数を５で除して得た数 ■児童指導員又は保育士のうち１人以上は常勤であること ■機能訓練担当職員又は看護職員（以下、機能訓練担当職員等）を配置する場合であって、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を、児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。ただし、この場合であっても、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。また、本項目は、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には適用されない
機能訓練担当職員	■事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に配置する
児童発達支援管理責任者	■１人以上は専任かつ常勤であること
※主として重症心身障害児を通わせる事業所に置くべき従業者及びその員数	■嘱託医　１以上 ■看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう）１以上 ■児童指導員又は保育士　１以上 ■機能訓練担当職員　１以上 ■児童発達支援管理責任者　１以上
管理者	■事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置く

【児童発達支援の単位】

指定児童発達支援であって、その提供が同時に１又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

（２）設備に関する基準

設備及び備品	■発達支援室　支援に必要な機械器具等を備えていること ■指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品 ■これらの設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし障害児の支援に支障がない場合はこの限りではない。

（３）従たる事業所を設置する場合の特例

■指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置することができる。

■従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ１人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

＜従たる事業所の要件（一部抜粋）＞

■従たる事業所の利用定員が５人以上でなければならない。

■主たる事業所と従たる事業所との間の距離が概ね３０分以内で移動可能な距離であって児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

（４）その他（運営に関する基準より一部抜粋）

■利用定員

指定児童発達支援事業所は、その利用定員を１０人以上とする。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）にあっては、利用定員を５人以上とすることができる。

■指定障害児通所支援事業者等との連携等

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、市、通所給付決定を行った市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

■勤務体制の確保等

指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

■定員の遵守

指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りで

ない。

■非常災害対策

指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

■協力医療機関

指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

２　放課後等デイサービス

基本方針（基準条例第７３条）

放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

（１）人員に関する基準

児童指導員又は保育士	■指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、 ・障害児の数が１０までのもの…２人 ・障害児の数が１０を超えるもの…障害児の数を５で除して得た数 ■児童指導員又は保育士のうち１人以上は常勤であること ■機能訓練担当職員又は看護職員（以下、機能訓練担当職員等）を配置する場合であって、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を、児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。ただし、この場合であっても、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。また、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所には適用されない。
機能訓練担当職員	■事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に配置する
児童発達支援管理責任者	■１人以上は専任かつ常勤であること
※主として重症心身障害児を通わせる事業所に置くべき従業者及びその員数	■嘱託医　１以上 ■看護職員　１以上 ■児童指導員又は保育士　１以上 ■機能訓練担当職員　１以上 ■児童発達支援管理責任者　１以上
管理者	■事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置く

【放課後等デイサービスの単位】

指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に１又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

（２）設備に関する基準

設備及び備品	■発達支援室　支援に必要な機械器具等を備えていること ■指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品 ■これらの設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし障害児の支援に支障がない場合はこの限りではない。

（３）従たる事業所を設置する場合の特例

■指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置することができる。

■従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ１人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

＜従たる事業所の要件（一部抜粋）＞

■従たる事業所の利用定員が５人以上でなければならない。

■主たる事業所と従たる事業所との間の距離が概ね３０分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

（４）その他（運営基準より一部抜粋）

■利用定員

指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を１０人以上とする

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあっては、利用定員を５人以上とすることができる

■指定障害児通所支援事業者等との連携等

指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、市、通所給付決定を行った市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない

■勤務体制の確保等

指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対し、適切な指定放課後等デイサービスを提供することができるよう、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者によって指定放課後等デイサービスを提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

指定放課後等デイサービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

■定員の遵守

指定放課後等デイサービス事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定放課後等デイサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場

合は、この限りでない。

■非常災害対策

指定放課後等デイサービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

指定放課後等デイサービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

■協力医療機関

指定放課後等デイサービス事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

用語の定義（抜粋）

常勤	指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従事者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。 当該指定障害児通所支援事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害児通所支援事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。 例：多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が産前産後休業や育児・介護休業等を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。
「専ら従事する」 「専ら提供に当たる」 「専従」	原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間（児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

川崎市からの指示事項

（1）定款関係	① 定款には「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」と記載すること。 ② 定款変更及び登記を指定申請時までに完了させること。
（2）他部署との調整	① 消防法の基準を満たすよう、確認すること。 管轄の消防署へ防火対象物使用開始届を提出してください。 立入調査まで完了すると検査済印が押されますので、指定申請時にはそちらの写しを添付してください。 ※ 消防の検査には、内装の完成が必要です。 ② 建築基準法の基準を満たすよう、確認すること。 確認済証又は検査済証が出ている場合は、指定申請時にはそちらの写しを添付してください。

川崎市からの推奨事項

（1）物件関係	次の物件及び環境は可能な限り開設を回避すること。 ① 地下及び窓がない物件 ② ５階以上の高層階物件 ③ 非常時に２方向避難ができない物件 ④ ビル共用トイレの物件 ⑤ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の対象となる風俗店から半径２００メートル以内の物件 ⑥ 子どもの発達支援にふさわしくない環境
（2）設備関係	① 放課後等デイサービスについては、発達支援室１室において、一人当たり４㎡以上の床面積が確保されていることが望ましい。 ② 静養室・面談室・更衣室はスペースではなく、個室が確保されていることが望ましい。
（3）送迎体制	子どもの心身に無理のない送迎ルート（あまりにも広範囲すぎないこと）とし、２名以上の送迎体制が確保されていることが望ましい。

※ 参考文献 児童発達支援ガイドライン
川崎市版放課後等デイサービスガイドライン

別紙2－0

人員基準等適合確認シート（児童発達支援（センター以外））

（兼　児童指導員等配置加算、人員欠如確認、開所時減算確認シート）

記載例・注意事項

事業所名		○○○○
サービス種類		児童発達支援（センターではない事業所）
サービス提供単位番号	営業形態	61　選択して下さい

※黄色部分は第１号様式入力後、自動的に入力されます。

| | 職種 | 勤務形態 | 氏名 | | 第１週 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 第２週 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 第３週 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 第４週 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---|
| | | | | 開所日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | 営業時間 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 0 | 0 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 0 | 0 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 0 | 0 |
| | | | | サービス提供時間 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | | | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 0 | 0 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 0 | 0 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 0 | 0 |
| | | | | 定員 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | | | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 0 | 0 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 0 | 0 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 0 | 0 |
| | 児童発達支援管理責任者 | ①常勤・専従 | A | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | | |
| | **直接支援職員**・・・最低基準の配置職員のみを記載してください。 |
| 1 | 管理者兼児童指導員 | ②常勤・兼務 | B | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | | |
| 2 | 児童指導員（実務経験3年以上） | ③非常勤・専従 | C | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | | |
| 3 | 保育士 | ③非常勤・専従 | D | | 4 | | 4 | | 4 | | | 4 | | 4 | | 4 | | | 4 | | 4 | | 4 | | | 4 | | 4 | | 4 | | |
| 4 | 児童指導員（実務経験2年+卒※） | ③非常勤・専従 | E | | | 4 | | 4 | | | | | 4 | | 4 | | | | | 4 | | 4 | | | | | 4 | | 4 | | |
| 5 |
| 6 |
| 7 |
| 8 |
| | 合計 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 指定基準上の必要職員 | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | | |
| | 人員の最低基準への適合（確認欄） |
| | **加配支援職員（児童指導員等加配加算）**・・・指定基準に加えて多く配置している職員のサービス提供時間を含んだ勤務時間数を記載してください。 |
| 1 | 児童指導員（実務経験５年以上） | ①常勤・専従 | F | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | | |
| 2 |
| 3 |
| 4 |
| | **加配支援職員（専門的支援体制加算）**・・・指定基準に加えて多く配置している職員のサービス提供時間を含んだ勤務時間数を記載してください。 |
| 6 | 理学療法士 | ③非常勤・専従 | G | | 8 | 8 | 4 | | | | | 8 | 8 | 4 | | | | | 8 | 8 | 4 | | | | | 8 | 8 | 4 | | | | |
| 5 | 心理指導担当職員 | ③非常勤・専従 | H | | | | 4 | 8 | 8 | | | | | 4 | 8 | 8 | | | | | 4 | 8 | 8 | | | | | 4 | 8 | 8 | | |
| 6 |
| 7 |

1 【基準人員（直接支援職員）について】

・定員１０名の場合、**営業時間を通じて**
児童指導員又は保育士を２名以上（うち１名は常勤）配置してください。
（※機能訓練担当職員又は看護職員を配置する場合、合計数の半数以上が児童指導員又は保育士を配置することが必要）

・各資格を証明する書類
（保育士の場合は保育士証の写し、児童指導員の場合は児童指導員任用資格の証明書類）をを**必ず**添付してください。

➤記載例では、「児童指導員（実務経験３年以上）」のため、実務経験証明書（児童福祉事業における経験３年以上かつ勤務日数５４０日以上）の添付が必要となります。

2 【児童指導員等加配加算（加配支援職員）について】
・各資格を証明する書類を**必ず**添付してください。
※保育士であれば保育士証の写し、児童指導員の場合は児童指導員任用資格の証明書類、理学療法士であれば
理学療法士の資格証の写し　等

・児童福祉事業における実務経験５年以上の児童指導員等について、**実務経験証明書の添付は不要としますが、必要に応じて提出を求める場合があるので、確認できる資料を必ず備えておいてください。**
※児童指導員任用資格を（実務経験３年以上）又は（実務経験２年＋卒※）により取得している場合、それぞれ児童指導員としての任用資格を満たすだけの実務経験がわかる、実務経験証明書を必ず提出してください。

3 【専門的支援体制加算（加配支援職員）について】
加配支援職員が常勤換算で１名分、週４０時間以上満たしていることが必要です。なお、育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週３０時間以上の勤務で常勤換算での計算上も１（常勤）と扱うことも可能です。（※短時間勤務制度を利用していることが分かる書類が必須）

事業所（法人）の定める常勤職員の１週間あたりの勤務時間数		40
確認欄	指定基準上の人員基準への適合状況	適・不適
	児童指導員等加配加算	・児童指導員等 常勤専従・５年以上　常勤換算・５年以上 常勤専従・５年未満　常勤換算・５年未満 ・その他の従業者 ・無
	専門的支援加算	適・不適

4 事業所（法人）で定める常勤職員の１週間あたりの勤務時間数を記載してください。

注
1 複数のサービス提供単位がある場合には、単位ごとに作成してください。

2 放課後等デイサービスについては、学校長期休業期間の営業時間が異なる場合には、平常時と学校休業時それぞれの勤務体制を想定したシートを提出してください。

3 児童指導員、保育士を配置する場合には、要件を満たしていることが確認できる書類（資格証、実務経験証明書等）を添付してください。

4 ※児童指導員（実務経験2年+卒）とは、指導員の実務経験2年～3年未満の者。
高等学校以上の卒業証明書の写しが別途必要です。

5 児童指導員等加配加算
児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理指導担当職員、視覚障害児支援担当職員、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、その他従業者を常勤専従または常勤換算で**１以上**配置した場合に評価

6 専門的支援体制加算
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、視覚障害児支援担当職員、５年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員※を常勤専従または常勤換算で**１以上**配置した場合に評価
※児童指導員等加配加算を合わせて算定する場合、児童指導員等加配加算における加配分は差し引きます。
※保育士又は児童指導員としての資格の取得から５年以上児童福祉事業に従事した経験が必要です。